

○議長 辻本 一夫君

次に 11 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

11 番、日本共産党の川上です。

病み上がり後の初めての一般質問ですので温かい答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、件名 1、P F A S 汚染について伺います。

平成 6 年 12 月、芦屋基地の専用水道から発癌性を指摘される国の暫定目標を超える濃度の P F A S が検出された問題で、福岡県は今年の 2 月に排水下水調査の結果を 3 月 30 日に公表しました。

調査結果は、選定された 7 地点のうち、基地周辺の 5 ヶ所からの暫定目標値の最大で 11 倍にあたる濃度を検出したと発表しました。

昨年夏の前回調査と比べ、暫定目標値を上回る地点が海側で 1 ヶ所増えています。

県はこれまでの調査結果を基に基地に近いほど濃度が高く、離れるほど低い傾向にあるとの見方を示しています。

P F A S 汚染が発覚して、6 回の水質調査が実施された多くの時点で、暫定指針値を超過しています。

P F A S の汚染源は芦屋基地である蓋然性は極めて高いことが判明しています。

そこで伺います。

1 点目に、町は今回の今後の対応をどう考えているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員の御指摘のとおり、福岡県は令和 8 年 2 月に、これまで芦屋町内で調査をした地点のうち、7 地点でモニタリング調査を実施したところ、5 地点で指針値超過が確認され、3 月 30 日に公表されております。

約半年前になりますが、令和 7 年第 4 回定例会で川上議員からこの問題について一般質問を受けた際、私から「これから関係者で今後の対応について協議を行い、環境省などほかの省庁への要望活動も含めて協議・検討し、方向性や具体策を見出していきたい。」との答弁をしております。

このとおり令和 7 年 12 月 24 日に、福岡県と芦屋町、岡垣町の三者で協議を行い、環境省への要望活動の必要性について合意形成しました。そして、要望活動に先立ち、まずは事務レベルでの意見交換から実施する必要があると考え、本年 2 月 6 日に環境省の水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室と福岡県で第 1 回目の事務協議を行っております。

そして、本年 5 月 28 日にも福岡県と芦屋町、岡垣町の三者で協議を行いました。その協議の場で、環境省との第 2 回目の事務協議を 7 月または 8 月中に実施することとし、現在日程調整中です。この第 2 回目の事務協議には環境省と福岡県だけでなく、芦屋町と岡垣町の実務担当者も参加予定です。

また、防衛省本省にも要望活動をすべく関係者で協議・検討をしております。なお、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地へも、引き続き要望活動を定期的に継続していく予定です。

現段階での対応予定は以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

芦屋町としても県や近隣自治体と協議し、防衛省や自衛隊に働きかけているということですが、大変それに対しては敬意を表するものです。しかしですね、この間、5 回の県の水質調査、地下水調査を行い、芦屋基地と九州防衛局に対し原因究明を求めてまいりましたが、明確な回答はなく、「現時点では回答できない。確たることを申し上げることは困難。もっと詳しく言えば、P F A S 等は日本国内で広く使用しているため、芦屋基地との因果関係については確たることは申し上げられない。」こういったですね、門前払いの答弁となっております。

今回の地下水調査により、船頭町の井戸は 41 ナノグラムから 92 ナノグラムへと 2 倍の汚染が進んでいます。地下水汚染が進行していることに住民の不安は高まるばかりだというふうに思っております。

P F A S 汚染によりですね、基準超過となっている地点は全国で約 250 箇所あるそうです。その多くは産業廃棄物処理場、P F A S 関連企業、自衛隊基地、米軍基地周辺となっております。

こういった中で、全国の多くの自治体で住民運動が起こり、原因究明と汚染対策を求めています。最近では、三重県四日市市では 5 月 7 日に公災害市民ネットが県庁を訪れ、水質調査を行ったところ、P F A S の汚染源は元産廃場である蓋然性が極めて高いことが判明し、指導監督責任を負っている県が役割を果たすよう汚染の実態調査を行うなど 4 項目を求めています。

これはですね、P F A S、P F O S が 1 万種以上存在する P F A S の中でも特に毒性が強い。

国際的にもその危険性が認められている発癌性や胎児、幼児への発達神経毒性、妊婦、高血圧症をはじめとする健康への様々な悪影響が判明している。高血圧症は、妊娠前は高血圧ではなかった女性が妊娠 20 週から産後 12 週の間の高血圧になる症状で、P F O A が引き起こす代表的な疾患の一つです。母親の出血や肝機能の悪化、胎児の発育不全などを引き起こし、最悪の場合には死亡につながるという、こういったものです。

こういった中でですね、やはり四日市市だけではなく、例えば岡山県の吉備中央町では、2 歳

のこどもが全国平均の 70 倍の P F A S の値を検出されたということで、知らずに水や食べ物に入っていた P F A S に衝撃を受け、胎児や幼いこどもの体への影響が心配だと、女性たちが全国ネットを結成し、「日本の P F A S 水質水準を国際的な水準に近づけ、将来的には可能な限りゼロに近づけていくための見直しとロードマップの策定」を求めて、オンライン署名を立ち上げています。集めた署名は厚生労働省、環境省、農林水産省、国土交通省、こども家庭庁に提出する予定だということにしています。

またですね、最近分かったことですが、国際的にもですね、P F A S の問題には、やっぱり大きな注目を持たれています。オーストラリアのほうではですね、オーストラリア政府は 28 日、有機フッ素化合物を含む消化泡による環境汚染をめぐり、虚偽の説明をしたとして製造元の米工業事務製品大手、3M を相手取り 25 億ドル、日本円に換算して約 2,300 億円以上の損害賠償を求める訴訟を豪連邦裁判所に提訴しています。

オーストラリアのローランド法相は、記者会見で P F A S を含む消火剤が豪軍基地 28 箇所ですぐ過去に使用され、汚染された周辺環境への原状回復や住民への補償に国費を投じたと説明、その上で、3M は環境への影響を把握したにもかかわらず十分公表していなかったとして、提訴しているという、こういったふうにですね、オーストラリアでもですね、大きく注目されています。

また、沖縄北谷町の米軍基地ですね、ここも P F A S が検出されているんですけど。ここではですね、一部の物質が誘発されるという有機フッ素化合物の P F A S がアメリカ軍基地の周辺から高い濃度で検出され、基地が汚染源である蓋然性が高いとされる中、海兵隊が北谷町にある基地の中の浄水場で P F A S が禁止されているとして、町に水道水の供給量の増加を要請していたということが分かりました。

これは、町は法律上の義務から応じるという方向で調整していますが、自分たちが汚染元であるアメリカ軍がですね、そういったことの汚染源をちゃんと除染せずに、日本から水道水をもらうという、こういったことは全く無責任なことではないかなというふうに感じています。

P F A S 汚染はですね、2024 年度の調査では、地点としては 629 地点で国の指針値をオーバーしています。水質調査で高濃度が見つかった地点の大多数は、排出源が明確に特定できていないという、そういった問題があります。環境省の調べでも特定できたケースはごく一部にとどまっている。

そういった中で、自衛隊や米軍基地の原因は不明だという、こういったことですね、逃げていく解をとっています。しかし、泡消火剤使用の軍事基地や空港周辺での高濃度の事例は多く発生しており、泡消火剤における P F A S 汚染の問題を、4 月 24 日の衆議院内閣委員会で、共産党の塩川哲也議員が自衛隊基地周辺での有害物質の P F A S が高濃度で検出されていることについて質問いたしました。

これは、環境省は環境健康リスクを低減するため、汚染の範囲や原因特定のための調査を地方自治体に推奨しています。自治体の要請を受け自衛隊は、全国は 8 箇所の航空基地で P F A S 等の水質調査を実施。そのうち今年 1 月に、海上自衛隊下総航空基地——千葉県排水溝で P F A S の 1 種の P F O A と P F O S の合算値で 1 リットル当たり 2 万 4, 0 0 0 ナノグラムという高濃度の値が検出されました。

塩川氏が汚染の原因をたどしたのに対し、防衛省の江原康雄官房審議官は「原因は不明」と答弁。塩川氏が「P F A S 等を含む泡消火剤を使用してきたことは事実か」と追及すると、江原審議官は過去に使用したことを認め、「浄化器の設置や基地外への流出防止対策を取っている」と述べました。これは芦屋町と一緒ですね。

塩川氏は「同基地で浄水器を設置した地下直下値の数値は下がっているが、基地周辺地域の河川の数値がいまだ高いままだ」と指摘。「土壌汚染の懸念もあるとして、河川として土壌の調査が必要だ」と強調し、「地方自治体が基地内の調査を要請した場合、調査を行うか」とたどしました。

江原審議官は「関連自治体と綿密に連絡を取り、必要な対応を取る」としました。

塩川氏は「航空自衛隊百里茨城県周辺の井戸で P F O S と P F O A の合算値で 1 リットル当たり 4, 1 0 0 ナノグラムが検出された」としており、同基地内の調査を要求、江原審議官は「適切な対応を取る」としました。

こういった自衛隊の幹部の方が「必要な対応を取る」、「適切な対応を取る」というふうに言っています。「必要な対応を取る」、「適切な対応を取る」というのは、そういった調査に対して協力をするという、そういったふうに受け取られがちですが、実際的にはですね、芦屋基地でもそういった対応にはなっておりません。ただ言えることは、関連自治体と綿密に連絡を取るという、これはもう芦屋基地でも毎回、「関連自治体と連絡を取り」という言葉はつけています。これによってですね、自衛隊としては理解しているような雰囲気を出そうとしていることが見えます。

そういった点でですね、国会でも、防衛省の江原雄大官房審議官が「関係自治体と綿密に連絡を取り必要な対応、適切な対応を取る」と答弁しています。

今後 P F A S 汚染問題で、九州防衛局や芦屋基地に対し、適切な対応を取ることを強く求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今後も適切な対応を九州防衛局及び芦屋基地に対して、福岡県とお隣岡垣町と力を合わせて要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

ぜひですね、国会でも、こういった答弁がなされているわけですから、ぜひやっぱり汚染源を確定するための土壌調査とか、そういった広範囲な調査を芦屋基地にも要求していただきたいというふうに思います。

次に 2 点目、令和 7 年 3 月 13 日に芦屋町、芦屋議会で芦屋基地に P F A S 対策についての要望書を出していますが、回答はどうなっているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員御指摘の要望書に対する回答についてですが、九州防衛局及び航空自衛隊芦屋基地から要望書提出時に口頭による回答を受けております。要望は 3 項目で、町からの要望主旨と防衛側の回答主旨を申し上げます。

要望 1、原因究明及び周辺自治体への報告を求めました。

これに対する回答は「芦屋基地専用水道と周辺井戸水の汚染の因果関係は、はっきりしない。町の要望内容を防衛省本省に伝えて対応を協議したい。なお、地元自治体への情報提供は行っていく。」とのことでした。

要望 2、P F A S 除去施設の設置と拡散防止対策を求めました。

これに対する回答は「自治体の要望を伺い、九州防衛局と芦屋基地とで協議連携して、できる対応、必要な対応を検討していきたい」とのことでした。

要望 3、水質検査費用の住民への直接補助等、住民の経済的負担軽減及び不安払拭を求めました。

これに対する回答は「芦屋基地専用水道と周辺井戸水の汚染の因果関係は、はっきりしない。町の要望内容を防衛省本省に伝えて対応を協議したい。」とのことでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

P F A S 対策の要望書については報道各社のニュースとか新聞とかでも大きく取り上げられましたが、社説を見ますとですね、各社とも「自衛隊から自主的な回答はなかった」という、そういったことが書かれておりました。

私も映像見たんですけど、これには前波多野町長や前内海議会議長も同行してですね、芦屋町、芦屋町議会の全体の意思としての要請行動でしたが、町や議会が文書で申し入れをしたのに対し、本来的なら、ちゃんとした文書で回答し、それぞれの項目に対して具体的な回答をしなきゃいけないことなんですけど、これを口頭で行うということでした。

これはやっぱり私としては、全くですね、議会を軽視している、町民を無視している、こういった態度ではないかというふうに感じております。

今議会の行政報告の中でも、基地対策協議会が P F A S 汚染に対する要望を上げていますが、今後とも議会と町と住民による世論と運動によってですね、汚染源の解明と対策を行わせることが急務となっています。

ぜひですね、今後とも要請活動を強めるべきと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

こちらにつきましても、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、まず近日中に、7月もしくは8月に福岡県と芦屋町、そして岡垣町の三者で第2回目の事務協議を環境省と行う予定です。またあわせて、九州防衛局、航空自衛隊芦屋基地へも引き続き要望活動を繰り返してまいります。またさらに、防衛省本省にも要望活動をすべく協議を重ねてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、大変だと思いますが、そういった活動、要望活動も強めていただきたいと思います。

それでは3点目のですね、2026年4月1日から P F A S の水道基準が設けられたが、町はこの基準をどう考えるのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

この基準をどう捉えているかとの御質問ですが、まず先に水道法と水道水質基準について簡単に説明した後、答弁させていただきます。

水道は1957年に制定された水道法により衛生管理されています。水道水は水質基準に適合

令和 8 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

するものでなければならず、水道法により水道事業者等に水質検査が義務付けられています。水道水質基準の体系には水質基準のほかに、基準を補う項目として水質管理目標設定項目及び要検討項目が付け加えられています。基準の見直しは最新の知見により常に行われており、項目の追加、削除及び基準等の改正がほぼ毎年行われています

P F O S 及び P F O A は、2 0 2 0 年に水質管理目標設定項目として暫定目標値が P F O S と P F O A の合算値が 1 リットル当たり 5 0 ナノグラム以下が設定されましたが、2 0 2 5 年 6 月の改正でこの値が基準として設定され、水質基準に引き上げとなりました。2 0 2 6 年、今年の 4 月より、この改正された基準が施行され、水道事業者及び水道用水供給事業者には P F O S 及び P F O A の測定が義務付けられ、水質基準を超えた場合は原因究明を行い、基準を満たすため必要な対策を講じることが求められます。

このように、国が最新の知見により見直された水道水質基準ですので、一地方自治体として所見を述べる立場にはございません。ご了承ください。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

国の法律で決まっていることなんですね、もうこれをただ単町で変えるとか、そういったことができないので、先ほど課長が述べたように、一自治体で答えることはできないと思いますが、ただやっぱり、この間言われているのは、日本は P F O S、P F O A を 5 0 ナノグラムということを設定していますが、例えば世界的に見れば、アメリカはやっぱり最も基準が厳しく 4 ナノグラムということになっています。

このアメリカ自体はですね、どこがこういった基準を決めたかと言えば、アメリカの E P A という組織です。E P A はアメリカの環境保護庁で大気・水・土壌など環境全般の規制を行う連邦機関です。水については主に次の 2 つの法律に基づいて水質汚染を規制しています。連邦水質汚染防止法と安全飲料水法、これに基づいてアメリカは 4 ナノグラムということを決めています。でも、このアメリカが決めている、E P A が決めている 4 ナノグラムというのは最終 M C L レベルということで決めておいて、本来的には最終 M C L G という最終汚染レベル目標というのも設定されています。この最終汚染レベル目標というのが P F O A ではゼロ、P F O S おいてもゼロということを決めています。

P F O S、P F O A のほかにですね、P F A S の中には P F H x S とか P F A A、G e n X、こういった本当に多くの有害物質があります。日本ではですね、P F O A、P F O S、2 つだけですけど、アメリカではですね、こういったものを全て含めて 4 p p m、4 ナノグラムというこ

とです。そういった点ではですね、日本に比べたら桁違いに厳しい水準になっています。世界的に見てもですね、いろいろレベルが違うということを前回の一般質問でも言われていましたけど、今、世界的にも見直しが進んでいて、例えばカナダなんかはですね、本来的な 200 ナノグラムと標榜していたんですけど、最新では検査で測定可能な複数の P F A S をまとめて評価し、その合計値を 30 ナノグラムとする案が示されているという。30 ナノグラムという数値は国内の調査データや分析方法の信頼、浄水処理で除去のしやすさといった実務的な観点から設定しているという、日本と外国とはやっぱりものすごい水準が違うわけですね。ですから、日本が 50 ナノグラムっていうのを、P F O S、P F O A だけで設定していること自体は、今後やっぱり厳しく問われてくる問題だというふうに思います。そういった点ではですね、今後やっぱり国際基準にあった P F O S、P F O A の基準をつけるべきだと思います。

P F A S 汚染は九州防衛局や芦屋基地に対して要請行動を行っていますが、自衛隊は国の機関なので、法的責任は防衛省・自衛隊ではなく、日本国が負う形になります。

自衛隊由来と言われるケースで、汚染源を明らかにすることは、1 点目に、どの範囲の土壌・地下水・河川が汚染されているのか。2 点目に、汚染の広がり方が特定の施設や事業場からの流出と、汚染源としての可能性があるのか。3 点目に、その施設で P F O S を含む薬剤や原料を使っていた事実、あるいは廃棄・貯蔵していたことがあったのか。4 点目に、ほかの有力な汚染源候補が見当たらない、もしくは影響が小さいこと、こういったことが基準になります。

この 4 点から鑑みてもですね、芦屋基地が汚染源であるという蓋然性が高いということ、それは当然のことです。環境省や県による基地への立ち入り調査を行い、排水や土壌の分析、汚染範囲の詳細な把握を行った上で、科学的・専門的な検討を踏まえ、「この事業所が主要な発生源」と明らかにしていくことが求められます。そのためにも基地内の県や環境庁による立ち入り検査は不可欠なことだと思います。しかし防衛省は土壌調査には応じようとはしません。

その 1 つの例としてですね、岐阜県の各務原市の土壌調査の問題です。ここはですね、やはり基地がありまして、防衛省は基地内で検出された数値の公表を拒んだ上、各務原市が要望書に記した土壌調査から土壌の文字を削るように求めていました。市が作成した汚染等、等高線図もお蔵入りとなりました。土壌を調べて汚染源だと証明されれば、地下水を通じて市民の飲み水を汚染した責任を問われ、浄化費用の負担も迫られる、さらに地下水汚染を防ぐために土壌を入れ替えるなどの対策も避けられなくなるだろうということです。それに自衛隊基地の土壌調査が行われるようになれば、今度は米軍基地までに及ぶという、そういった点で防衛省が土壌調査に対して拒んでいるということだというふうに感じています。

先ほど課長の最初の答弁の中でですね、私、去年の 3 月議会でですね、これは P F A S が発覚したときですけど、1 回やりましたし、そして秋の調査結果が出たときに、12 月議会でもやり

ましたし、そしてまた、4月に県からの発表があつて、また6月にやるということで、3回続けてやっていて「もう、いつも同じ答弁なんで」というふうに言われていましたけど、なぜ、こんなふうにするのかというふうにお思いでしょうけど、実は先日、ドラッグストアで買い物をしていたら、町民の方から声をかけられました。「川上さん、12月議会でPFASの問題を取り上げていただき、ありがとうございます。PFAS問題は汚染が発覚後、議会でも取り上げることがなく、風化してしまうのではないかと心配していました。あなたが一般質問をしてくれて安心しました。町民は地下水の汚染が進行していることを注視しています。原因究明と対策を早く実現できるように頑張ってください。」ということでした。

町民はやっぱりこのPFAS問題を注視しています。そういった観点からですね、今回再び一般質問を行いましたし、汚染源を確定し、安全な地下水にできるまで今後も続けていきたいというふうに思っております。

最後にですね、町長に伺います。

今回の水質検査で地下水のPFAS汚染は継続的に進行しており、さらに拡大している傾向にあります。芦屋町民の水道水は北九州市から供給されていますが、汚染が発覚するまで長年飲用した方々の健康被害の懸念もあります。また、地下水汚染が進んでいることは、高濃度の地下水の散水による家庭菜園など食物への影響が心配されます。土地評価の問題では、従来の「土地・地下水汚染」の対象となり、資産価値が下がりやすくなることが懸念されます。町民の命と財産を守る町長として、継続的に続いているPFAS汚染に対してどう考えているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

温かい答弁をですね、意識しながらですね進めていきたいと思っておりますけども、どうぞ温かい気持ちで答弁を聞いていただければと思います。

まず芦屋町内の一部地域の地下水のPFASの数値が高いという、この事実に関しましてですね、町民の皆様の安全安心の観点から大変重く受けとめているところでございます。

令和6年の12月に、この問題が報道され約1年半経過しておりまして、現在まで町としてもできる限りの対応をしてきたことはですね、川上議員をはじめ議員各位、町民の皆様にも御理解いただいているものと認識しております。また、川上議員におかれましては、先ほど答弁にもありましたようにですね、これまでも3回一般質問され、その都度、担当課長が説明を尽くしてきたところでもございます。

この件につきましては芦屋町だけでなく、全国各地で指針値や目標値の超過が判明しまして、全国的な問題となっております。またですね、やはりこの明確に原因が判明しているのはまれな

令和 8 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ケースであって、芦屋基地を含め多くの場合はですね、まだ因果関係が不明な状態でもあります。このような状況であるため問題解決には時間を要すると考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

また、先ほど課長の答弁でもありましたようにですね、今後も福岡県を主体としまして、新たに環境省や防衛省本省への要望活動について協議・検討をしているところでもございます。時間を要するかもしれませんが、町民の皆様の安全・安心を守るためにできる活動をですね、継続的にしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

ありがとうございました。

町としても全力あげてください。P F A S 汚染源の究明と除染対策を一刻も早く実現することを求めまして、この質問を終わります。

次にですね、桜の木の高齢化について伺います。

今年も春の訪れを告げる桜、ソメイヨシノが各地で咲き誇り、お花見などで多くの人を楽しませています。しかし桜の木が突然倒れるという事故も起こっています。

桜の木は樹齢が 30 年から 40 年になると枝や幹の形成がゆっくりとなり、樹齢が 50 年を超えると老齢期に入ると言われています。ソメイヨシノは 1950 年代以降の高度成長期に公害などの環境問題が社会的な関心事になり、大気汚染や緑化整備の一環として各地の都市公園や道路に桜などの樹木が植えられた経緯があります。それから 60 年から 70 年、当時、植えられた木が一気に老齢化しており、樹木も空洞化し、いびつな形になっている木が多くなっています。安全面から見たらリスクが高い木は確実に増えている状況であります。

今年、春の報道では、3 月 19 日に東京都世田谷区の砧公園で桜の木が突然倒れ、来園者がけがをするという事故が起きています。4 月 6 日には舞鶴公園で樹齢 60 年から 70 年のソメイヨシノの木が倒れ、近くには花見客がいましたが、避難して無事でした。福岡市はこれを受け、園内のおよそ千本の木の緊急点検を行っています。芦屋町でも公共地にある桜の木の倒木リスクへの対応が求められていますが、次の点を伺います。

1 点目、城山公園等の町内にある桜の木の樹齢はどのぐらいになるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

令和 8 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

本件につきましては複数の課に関係する御質問でございますが、桜の木は城山公園の状況が中心となりますし、各課が管理する公園や施設等の状況についても、基本的に産業観光課で取りまとめ御回答していきたいと思っております。

それでは要旨1「城山公園等の桜の樹齢はどのくらいか」についてお答えいたします。

まず産業観光課が管理する城山公園の桜、ソメイヨシノについてですが、専門家の見解によりますと、現在の樹齢はおおむね60年から80年程度と推定されております。次に環境住宅課が管理する公園等について、ほとんどの桜は樹齢40年以上、都市整備課が管理する街路樹は約40年、学校教育課が管理する各学校の桜はおおむね50年となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、これらの桜の木の点検はどのようなになっているのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

桜の管理につきましては、街路樹や公園、学校など、それぞれの管理者が日常や定期的に行う巡回等を実施し、目視を含む点検を行っております。また、必要に応じて樹木医による診断を実施し、その結果に基づき適切な処置を行っているところでございます。

産業観光課所管の城山公園、魚見公園については桜のみの管理委託はございませんが、年間で公園の管理委託契約を締結しております。月に数回の巡回を行っており、併せて園内の樹木の状態も確認していただいております。病害等により倒木等の危険のある樹木等が確認された場合、速やかに報告を受け、必要に応じ伐倒や強剪定などの対応を実施しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

次に、3点目の点検の結果、老朽木や病虫害被害のある樹木があったのかどうか、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えいたします。

東京都や福岡市での事故を受け、本年 4 月以降、各所管において緊急点検や巡視等による再点検などを実施いたしております。その結果、倒木の危険性がある桜が数本確認されたため、緊急性の高いものは伐倒などの対応を行っております。

具体的には、環境住宅課では所管施設の桜について樹木医による臨時点検を行い、その結果、倒木の危険性が高いとされた 2 本の桜を伐倒処理しております。都市整備課では令和 4 年に樹木調査を行っており、当時、倒木のリスクが高いとされた桜 2 本について伐倒処理を行っております。先月も異常な兆候が見られた 2 本の桜を伐倒し、さらに 1 本を強剪定するなど早急な対処策を講じております。次に、学校教育課が管理する学校の桜については日々点検を行っておりますが、現在のところ特段の異常は確認されていないと伺っております。また、毎年 1 校ずつでございますが、樹木管理を業者に依頼し、樹木の点検や手入れを実施しているとも伺っております。最後に、産業観光課の所管する城山公園、魚見公園におきましても、点検の結果、管理業者より現状では倒木の危険性が高い桜は見当たらないとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

る各所管の桜の状況を報告していただきましたが、一応やっぱり、そういった樹木医が入ったりとか、造園業者とか、また事業者による見守りとか、そういったものを行っておるということと、それと問題があったときには伐採をしておるという、そういったことが答弁されましたが、一応ですね、私も、そういったところについて現地調査を行ってみました。

城山公園、それから江川台、それから山鹿小学校、芦屋小学校、こういったところと一般的な公民館にも桜植わっていますので、そういったところも、全てではありませんけど見て回りましたが、確かにですね、問題のある木なんかを切った後とかもありましたし、枝なんかも伐採した後の、そういったものについてもですね、確かに樹木業者とかが入ってやっているなというのは確認できました。ただですね、お手元のタブレットに 6 月議会の一般質問ということで川上資料ナンバーワン、ナンバーツーというのが出ていると思いますけど、出ていますかね？

それですね、これは 2 ページ 2、4、6、7、8 枚ぐらいなんですけど、実際に撮った写真はやっぱり 60 枚、70 枚ぐらいあるわけなんですけど、ただこれは、私のような素人が見て「この木はちょっとどうかな」ということで言っているんで、本来的に専門家が見る判断とは違うと思いますけど。

この中でですね、1、2、3はですね、芦屋小学校の状況です。私たちもですね、最近芦屋小学校が一番桜が綺麗なんで、花見のときは芦屋小学校に行って花見をしているんですけど、こういったふうな樹木が、その当時は綺麗な桜の下でしか見ないので、結構こんな木もあるんだなということでびっくりしたんですけど、特に正門を入れて左手の方が高齢の木が多くて、右手の奥の方とかは割とまだ20年とかそれから30年ぐらいの、若い木だったんで、そうなかったんですけど、その中でもやっぱり立ち枯れた木とか、そういった部分も見られました。

それから、11、12、13がですね、これは山鹿小学校の樹木になっています。山鹿小学校も数は少ないんですけども結構やっぱり老木化していてですね、中がやられているとかそういった木も多い状況でした。

13がですね、芦屋東小学校となっていますが、これは山鹿小学校の間違いです。

芦屋東小学校はもともとやっぱり松が多い小学校で、入口のところに6、7本ですかね、桜の大きい木が植わっていますけど、それはちゃんと手入れされて枝なんかも伐採されてですね、幹もちゃんとしている状況です。

4、5、6については江川台の登り口の写真です。私が一番気づいたのは、江川台上り口の老木が一番目についたわけなんですけど、江川台は道路に面しているために桜の枝が道路にはみ出し、交通の邪魔にならないように木が切り落とされています。ただ、そのためですね、枝の切り口から腐敗が起こり、空洞化している木が多く見られました。

6番の写真をご覧ください。6番はですね、切った枝が腐敗して中がどんどん空洞化しているんですけど、もう奥の方は穴が空いていますけど、これは、反対側がもう見えるようになっていって、相当、中が空洞化しているという状況です。

これ自体がですね、私たちは素人ですので、どれほど危険性なのかっていうのがよくは分かりませんが、やはりこの、舞鶴公園とかいろんなところで倒木している木は中が空洞化している、幹が空洞化している、そういった木が多いんですね、こういった点はやっぱり今後もですね、注視していかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど言われましたけど、やはりそういった点を見るにおいてはやっぱり、樹木医のですね、やっぱり点検、これが一番確かじゃないかと思いますが、それぞれの箇所では、樹木医とかも見られているけど、やっぱり一般的な剪定業者とか、そんな方で終わっている部分もあると思いますけど、やっぱりちゃんとした樹木医を入れて行うということが必要ではないかなというふうに思います。その点ではですね、樹木医を今後やっぱり専門家を入れてみるというそういった考え方はないんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

お答えしたいと思います。

先ほど点検の状況については御報告した形で現在樹木一帯の管理を行っているところでございます。議員おっしゃるようになりますね、必要に応じて樹木医等の点検も必要になるものもあるかと思しますので、今後その辺も含めてですね、検討して対応していきたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひですね、やっぱり専門家を入れて「これはいいのかどうか」を、ちゃんと確認していただきたいと思います。そういったことをすることが、やはり芦屋町に、もし万が一、倒木があつて事故とか起こった場合に大変、そういったことをやることによって芦屋町がやっぱりそのことについて注視していたということが明らかにされるというふうに思いますんで、先ほど言ったように、山鹿小学校、芦屋小学校に老木が相当あつて、やっぱり幹が割れていたりとかそういう木が多かったし、これは桜の木だけではなくて、一般的な樹木についても相当傷んでいるなというふうに感じたんですけど。

4月の10日にですね、松本洋平文部科学大臣は学校敷地内の樹木について教育委員会に対し「点検すべき対象の掌握や適切な安全点検を行うことが大変重要である。過去に発生した倒木による事故を受け、安全点検や対策の留意事項について周知を行っている。」と語っています。こういった通達が出ているんですけど、教育委員会のほうとして、担当課として、どういうふう to 受けとめるのか、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。

文科省からの通達につきましては、県を通じまして市町村教育委員会に通達の流れ、それを各学校に伝達をするという流れで、通常情報を共有させていただいているところであります。

その上で、学校での樹木管理におきましては、先ほど産業観光課長より答弁いたしましたとおり、学校には教員や校務員、いわゆる用務員さんなどが常駐している施設です。そのため、日常的に施設内の樹木を点検しているところでございます。

議員御指摘の山鹿小学校につきましては、2年前、令和6年度に業者を入れた点検及び樹木管理業務委託をしております。その際、桜の木につきましても倒木の可能性があるかということで

令和 8 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

点検をしておりますけども、これについては、専門家の見地として「直ちに倒木の可能性は低い」ということで御指摘をしていただいているところで、現在、観察を続けているという状況でございます。芦屋小学校につきましては、本年度、当初予算で計上させていただき、樹木管理業務を業者に委託する予定で進めております。

御指摘の樹木に関しても現状は承知しておりますので、専門業者の意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

文科省もですね、やっぱりそういった倒木については注意を払うようにしていますし、何よりもですね、小学校自体は、やっぱり子どもたちが放課後遊んで回るという場所でもありますし、そういったところで、子どもに対して、けがを負うという、そういったことがあってはならないことだと思いますので、ぜひその点は十分注視していただきたいと思います。

それと先ほどの写真の中で、江川台の登り口についてはですね、やっぱり結構、空洞化した樹木が多いというふうに言いましたが、それについて担当課はどのようにお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

その点について私のほうからお答えさせていただきますが、温かい気持ちで聞いてください。

4 番、5 番につきましては樹木医のほうに診断いただいております。

そもそも都市整備課ではですね、この江川台の桜の木、当初、令和 4 年の段階で 48 本ありましたが、これにつきまして一本一本、樹木の診断カルテというのを作っておりまして、それに基づいて管理しております。4 番、5 番につきましては「直ちにどうのこうのなるという緊急性はない」というような報告をいただいております。ただし、「4 番であれば 2 本の木の裂け目の部分、5 番であれば真ん中の裂け目の部分。これがやっぱり気になる。今後雨が続いたり、それから台風が来たり、そのような中で気になるね。」ということで相談受けておりまして、今月中に、この 2 本については伐倒の方向で動いております。

なお、6 番につきましては真ん中に穴があるんですけども、これ写真が接写しておりますので分かりにくいかと思いますが、幹周が大変太い木でございます。しっかり根から水も吸い上げられておりまして、木々もですねしっかり緑の葉っぱが生い茂っておりますので、この木については穴は開いておりますが、経過観察の対象木ということで管理しております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

専門家がそういったことを調査されているならそれでいいと思いますが、ぜひやっぱり、そういった倒木事故が起こらないように十分手入れをしてください。

国土交通省によると、全国の公園や道路で木が倒れたりした事故は 2021 年からの 3 年半で 1,732 件、このうち 110 件だけが人が出ていて 1 人が死亡しています。1 年あたりに 480 件の事故が起こり、31 人の人身事故が発生しています。

樹木の植栽や管理に瑕疵があることにより第三者に損害が生じた場合、その樹木の所有者または管理者は、被害者に対して民法 717 条により損害を賠償する責任を負います。倒木、落枝による事故が発生すると所有者や管理者に損害賠償責任が生じますが、適切な管理を行っていれば法的責任の減免につながります。

賠償事例では、奥入瀬溪流事故で 1 億 9,000 万円、富山クラシックカー事故で 1,800 万円、熊本の倒木死亡事故で 5,000 万円と賠償が確定しております。ほかにも全国でもですね、やっぱり多額の賠償訴訟も起こっております。一旦、倒木における事故が起これば多額の賠償請求が発生します。そういった点ではですね、ぜひやっぱり日常的な点検をお願いしたいというふうに思います。

それでは最後にですね、今、老朽化していますが、いろんな自治体で老朽化した桜の補植計画があります。これはですね、倒木の危険があると判断したソメイヨシノに変わり、病気にかかりやすく、ややピンク色のジンダイアケボノという新しい品種の桜を植えている自治体が増えているということです。こういったことを見てもですね、今後、桜の木を植え替えるということがあればですね、こういった新しい病気に強い、害虫に強い、品種の桜を植えるという、こういったことを参考にしてはどうかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

要旨からしますと、桜の補植計画っていうところからちょっと御説明をしたいと思います。

各課に確認しましたところ、現時点では、どちらの課もですね、桜の補植計画というのがないと伺っております。なお、産業観光課が所管する城山公園や魚見公園においても、現時点では桜の補植計画はございませんが、観光公園として公園全体の景観や維持管理のあり方などを踏まえながら、必要に応じて検討していきたいなというふうに考えております。

令和 8 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

今、議員がお話のありました品種ですね、新たな病気等に強い品種ということですが、現時点では補植計画はございませんけども、そういったことになればですね、検討の一つに挙げさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

今後もですね、こういったことも参考にして、桜を町民が楽しめる、そういったことをやっぱり継続させていくことが必要ではないでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。